

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 四日市市の現状について

1. 地域の災害リスク

当市は伊勢湾から内陸部へ、鈴鹿山地まで広がり滋賀県に接している。この間の地形は鈴鹿山脈東麓の断層崖、それに続く丘陵と変化に富み、平地は市街を西から東に流れる朝明川・海蔵川・三滝川・内部川・鈴鹿川によって生まれた扇状地とその下流の沖積平野で構成されている。また、海岸部は埋め立て地帯が多く、全般に土地が低くなっており、河川氾濫や内水氾濫の起こりやすい地形となっている。

過去には、昭和34年の伊勢湾台風で高潮による多くの被害が発生し、昭和49年の集中豪雨、平成12年の東海豪雨においても多数の被害が発生している。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、朝明川水系、海蔵川・三滝川水系、天白川・鹿化川水系、内部川・鈴鹿川水系において、想定される最大規模の洪水が起こった場合、市内全ての地区でいずれかの水系による浸水が予想されている。また、河川流域に位置する多くの地区では3m以上、一部の地域では5mを超える浸水も予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、土砂災害警戒区域は市内各所に点在しており、市西部の山間地における土石流だけでなく、丘陵部などにおいても、がけ崩れ、地すべりなどの災害が想定される。

(地震：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市は、今後30年間で震度6弱以上の地震が起こる確率(26~100%)が最も高い地域に分類されており、特に、南海トラフ地震が発生した場合には、最大震度7の揺れと津波の発生が想定されている。

(津波：津波避難マップ)

四日市市津波避難マップによると、四日市市沿岸部には、一部地域を除いて60分~90分で津波が到達し、最大で3m程度の津波浸水が想定されている。※理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波の浸水想定を示したもの。

(感染症)

新型インフルエンザは、過去にパンデミック(世界的大流行)を繰り返し引き起こしており、10年から数十年周期で発生している。また、今後も新型コロナウイルス感染症のように当初は国民の大部分が免疫を獲得していない感染症や変異株の出現の可能性がある。これら



(資料：四日市市防災ハザードマップより抜粋)

の感染症が全国的かつ急速な蔓延した場合、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(その他)

当市は石油精製、石油化学を主体としたコンビナート企業が沿岸部に立地している。三重県が石油コンビナート等災害防止法に基づき、「石油コンビナート等防災計画」を策定するとともに「石油コンビナート等防災計画アセスメント調査」で被害を想定しており、当市もそれを準用している。同調査では、過去最大クラスの南海トラフ地震と同程度の地震が発生した場合、震度は最大で6強になると予想され、高圧ガス貯槽からの少量流出爆発・火災や毒性ガスの少量流出毒性拡散、毒劇物液体タンクからの少量流出毒性拡散、製造プラントからの毒性ガスの少量流出毒性拡散流出拡散が、それぞれ、0.12～0.35件発生すると見込まれている。理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、震度は最大で7になると予想され、先述の地震規模と比較して上記流出拡散は10倍程度高くなると見込まれている。

## 2. 商工業者の状況

当市内における小規模事業者について、業種別の分類では以下の通りとなる。

| 業種分類 |               |  | 全体     | 小規模   | 小割合    | 業種分類 |                   |  | 全体    | 小規模 | 小割合   |
|------|---------------|--|--------|-------|--------|------|-------------------|--|-------|-----|-------|
| A～R  | 全産業（S公務を除く）   |  | 12,178 | 7,607 | 62.5%  | J    | 金融業、保険業           |  | 297   | 242 | 81.5% |
| A～B  | 農林漁業          |  | 48     | 40    | 83.3%  | K    | 不動産業、物品賃貸業        |  | 662   | 641 | 96.8% |
| C    | 鉱業、採石業、砂利採取業  |  | 4      | 4     | 100.0% | L    | 学術研究、専門・技術サービス業   |  | 568   | 340 | 59.9% |
| D    | 建設業           |  | 1,367  | 1,255 | 91.8%  | M    | 宿泊業、飲食サービス業       |  | 1,251 | 734 | 58.7% |
| E    | 製造業           |  | 1,046  | 807   | 77.2%  | N    | 生活関連サービス業、娯楽業     |  | 968   | 799 | 82.5% |
| F    | 電気・ガス・熱供給・水道業 |  | 30     | 19    | 63.3%  | O    | 教育、学習支援業          |  | 415   | 186 | 44.8% |
| G    | 情報通信業         |  | 106    | 65    | 61.3%  | P    | 医療、福祉             |  | 982   | 160 | 16.3% |
| H    | 運輸業、郵便業       |  | 471    | 296   | 62.8%  | Q    | 複合サービス事業          |  | 79    | 32  | 40.5% |
| I    | 卸売業、小売業       |  | 2,893  | 1,681 | 58.1%  | R    | サービス業（他に分類されないもの） |  | 991   | 306 | 30.9% |

(資料：R3年経済センサス活動調査より抜粋集計)

また、当市は行政地区として24地区に区分されており、このうち防災区分は消防管轄による割り当てにより以下の通り北・中・南の3地区に分かれている。

地区別の事業所数については、令和4年版四日市市統計書における地区別の事業所割合から以下の通りと推測され、中部地区に事業所が集中している状況が伺える。

四日市市の地区別事業所分布状況

| 地区 | 事業所数 | 割合    |       |
|----|------|-------|-------|
| 北  | 富洲原  | 425   | 20.9% |
|    | 富田   | 405   |       |
|    | 羽津   | 652   |       |
|    | 八郷   | 334   |       |
|    | 下野   | 183   |       |
|    | 大矢知  | 411   |       |
|    | 保々   | 131   |       |
|    | 地区合計 | 2,541 |       |
|    |      | 20.9% |       |
| 中  | 中部   | 3,078 | 52.3% |
|    | 常磐   | 891   |       |
|    | 川島   | 196   |       |
|    | 神前   | 266   |       |
|    | 桜    | 300   |       |
|    | 三重   | 670   |       |
|    | 県    | 215   |       |
|    | 海蔵   | 433   |       |
|    | 橋北   | 317   |       |
|    | 地区合計 | 6,365 |       |
|    |      | 52.3% |       |
| 南  | 日永   | 819   | 26.9% |
|    | 四郷   | 537   |       |
|    | 内部   | 436   |       |
|    | 塩浜   | 502   |       |
|    | 小山田  | 191   |       |
|    | 河原田  | 304   |       |
|    | 水沢   | 137   |       |
|    | 楠    | 346   |       |
|    | 地区合計 | 3,272 |       |
|    |      | 26.9% |       |

### 3. これまでの取組

#### (1) 当市の取組

##### (ア) 防災訓練の実施・指導

市民及び自主防災組織、災害ボランティアが防災知識を身につけるためには、防災訓練を通じて身を持って体験することが効果的であることから消防団等と協力し、市民等に対して防災訓練への参加を促進している。また、国、県が実施する広域的・総合的な防災訓練に参加し、防災関係機関との連携を図っている。

##### (イ) 防災拠点整備

災害時に各地区の指定避難所へ迅速に救援物資を配送するため、荷捌き機能を有する拠点防災倉庫を、市内3か所の北部、安島、南部に整備している。総合防災拠点として大規模災害時に災害関係機関の集結拠点、応急仮設住宅用地、救援物資の受入拠点など、状況に応じた様々な用途に活用できるオープンスペースを整備。その他、指定避難所の敷地内等の市内126箇所に防災備蓄倉庫、市内の河川付近の54箇所に水防倉庫をそれぞれ設置している。

##### (ウ) 事業所の防災活動の促進

事業所に対し、帰宅困難者対策、防災マニュアル作成支援、自衛消防隊設置促進、防災訓練参加・応援体制構築を指導している。また、顧客・従業員の安全確保のための食料・備蓄品準備、施設の耐震化・浸水対策、防災計画・BCP作成等、各種防災対策の推進を支援し、生産能力低下と資産喪失の最小化を図っている。さらに、大規模災害時の市内経済活動停滞抑制のため、BCP策定を推進するための情報提供等を行っている。

##### (ウ) 石油コンビナートの災害防止

石油コンビナートの被害の拡大を防止するために、防災組織（四日市コンビナート地域防災協議会）を中心として相互の協調体制を強化し、防災諸施設及び資機材等の整備等を推進するとともに、地域住民との連携連絡体制をより強化して防災意識を共有し、防災体制の強化を図っている。また、地震、津波など自然災害やその他の事象が原因によるコンビナート災害を未然に防ぐとともに、災害発生時の被害の拡大を防止するために石油コンビナート事業所等との災害防止協定を締結している。

##### (エ) 感染症対策

三重県や医療機関等と連携して、感染症予防を普及啓発するとともに、感染症が発生した場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて、適切に患者の早期医療受診につなげるほか、疫学調査を実施するなど感染拡大の防止に努めている。感染症対策の防災機材として、非接触式温度計、消毒用アルコール、フェイスシールドなどを備蓄している。

##### (オ) 四日市市が締結する応援協定等について

大規模な災害が発生した場合に備え、相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する、「災害時相互応援に関する協定」を尼崎市や堺市等と締結している。また、速やかに調査及び災害応急復旧工事を実施し、公共施設の機能の確保及び回復並びに被害の拡大及び二次災害の防止を図る、「災害発生時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定」を一般社団法人三重県建設業協会の企業や土木建設事業者等と締結している。

#### (2) 四日市商工会議所の取り組み

##### (ア) BCP及び事業継続力強化計画策定支援

令和6年5月下旬より当所会員事業所へ事業継続力強化計画（ジギョケイ）の作成状況等についてアンケート調査を実施。同7月26日に防災・減災を知る「災害への備え方セミナーを開催し中小事業者の防災対策の啓発をした。また、同10月15日にはジギョケイ（事業継続力強化計画）策定セミナーと後日個別相談会を開催し災害に対する備えとして事業継続力計画策定を推進した。その後、個別に策定を希望する事業者に対しては経営指導員が個別に策定支援を行った。

**(イ) 会報冊子による小規模事業者へのBCPの周知**

令和6年4月からは当所が毎月発行している会報冊子「商工春秋」において、「知っ得！！どうする？ジギョケイ（事業継続力強化計画）」と題し、防災対策や発災時の対応などジギョケイを策定する際に検討すべき情報について毎月掲載している。

**(ウ) 大手損保会社と連携した商工会議所会員向け保険制度への加入促進**

日本商工会議所の商工会議所会員向け保険制度のうち、ビジネス総合保険制度や業務災害、休業補償等には天災による損害にも対応しており、災害時の備えとして事業所に提案している。

**(エ) 四日市商工会議所のBCPを策定**

大規模災害時に当所事業や事業者支援の継続、職員の安全確保を目的に四日市商工会議所のBCP策定に取り組み、令和6年度中の完成を目指している。

**(オ) 防災備品の備蓄**

当所は津波避難ビル及び緊急避難所として四日市市から指定を受けており、大雨、洪水、暴風や震度4以上の地震発生等の際に市と協議の上避難所として設置される。（防災マニュアル参照）

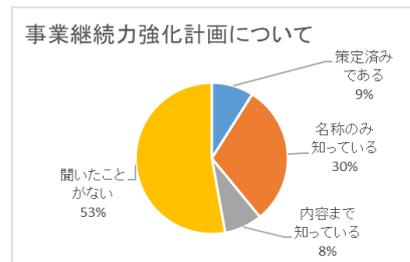
また、備蓄品については別途リストの通りであり、毎年9月1日現在の数量、内容物の保存状態を確認している。

**(カ) 避難訓練等の実施**

自社での火災を想定した避難訓練を年1回程度実施している。

**II. 課題**

当所は令和6年5月から8月末まで市内の会員事業所を対象に、「事業継続力強化計画（以下ジギョケイ）」に関するアンケート調査を実施した。調査はジギョケイに対する認知度や策定の状況を把握することで、今後のジギョケイ周知と策定支援への活用を目的に実施した。調査は約3,000会員に実施し、583件の回答。



■ジギョケイについて

策定済み9.0%▽名称のみ知っている30%▽内容まで知っている8%▽聞いたことがない53%

■策定に予定について

令和6年度中に策定3.6%▽数年以内に策定24.1%▽策定予定なし70.4%

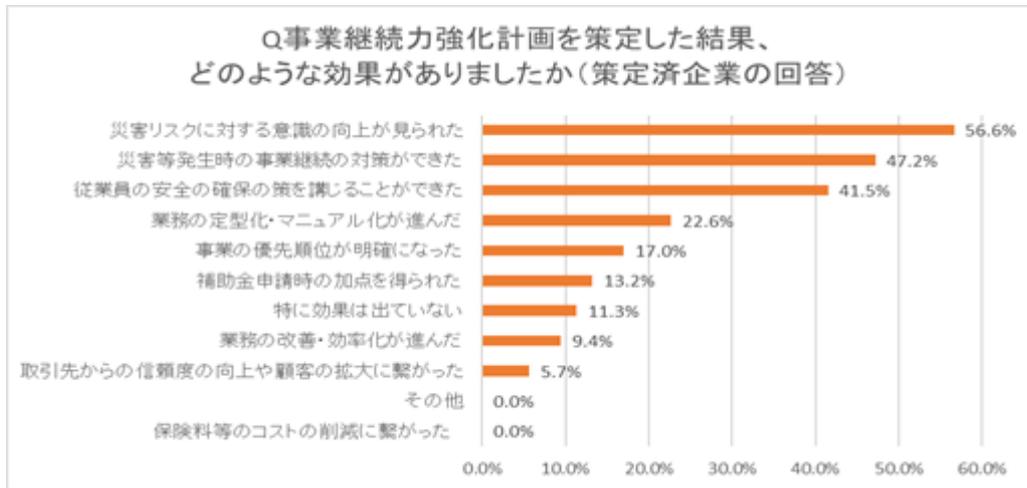
■策定しない理由について

特に理由なし30.8%▽策定のスキル・ノウハウがない26.0%▽必要性を感じない24.1%

■策定の効果について 複数回答

災害リスクに対する意思向上が見られた56.6%▽災害発生時の事業継続の対策ができた47.2%▽従業員の安全確保対策ができた41.5%

▽従業員の安全確保対策ができた41.5%



調査結果から、ジギョケイ策定について“予定なし”と答えた企業の割合が7割超という現状だが、策定済みの企業からは、災害リスクへの意識向上▽事業継続の対策ができた▽従業員安全確保ができた▽業務の定型化・マニュアル化が進んだ等の確かな効果も確認できた。

この結果からも、効果は理解できているが事業継続力強化計画の策定に繋がっておらず、域内の事業者に対して継続した防災意識の啓発を進める必要がある。

### Ⅲ. 目標

上記の課題把握を踏まえ、地域の住民たる小規模事業者に対して、小規模事業者と密接な関係にある四日市商工会議所を通じて、5か年の計画として以下の目標を掲げる。

- ① 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 発災時における四日市市及び四日市商工会議所で被害状況把握を速やかに行えるよう把握手法を定め、連絡体制の構築によって三重県への被害情報報告ルートを構築する。
- ③ 発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症が拡大した際は速やかに対策を進められるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ④ 平時・緊急時の対応を推進するノウハウを共有し、災害による被害を受けた際に迅速な復興に役立つ保険や共済に対する助言を行える職員を育成する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

大規模災害の発災前、発災直後、復興時について以下の通り支援を実施する。

#### I. 発災前の支援

##### 1. 災害リスクの周知と事業継続にかかる啓発

###### (1) 経営指導員の巡回・窓口相談

経営改善普及事業による小規模事業者への巡回や窓口対応時に、経営指導員がハザードマップやチラシ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに、発災時の事業継続にかかるリスクを説明し、小規模事業者の事業継続力強化を啓発する。

またそのリスクに対する取組として、後述の事業継続力強化計画等の策定支援のほか、事業休業への備えや水災補償、保険・共済加入等、日頃の備えについてアドバイスを実施する。

###### (2) 普及啓発や計画策定等を目的としたセミナーの開催

事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、BCP等策定の啓発セミナーや具体的な計画策定に取り組む研修、防災・減災に関連するセミナー等を開催する。広報は四日市市と連携し、市広報への掲載等により周知する。

###### (3) 会報やホームページによる周知等

会報やホームページ等において、BCP等の策定や防災・減災、新興感染症等に関する国や地方自治体の情報を掲載し啓発を行う。

##### 2. 「事業継続力強化計画」の策定支援

BCP等の策定に取り組む小規模事業者について指導及び助言を行い、事業継続力強化計画策定を支援する。また策定以後の取組状況の進捗を確認するなど、計画策定後のフォローアップまで伴走的に支援する。支援の実施にあたっては三重県の専門家派遣制度を活用するほか、三重県よろず支援拠点や中小企業基盤整備機構等と連携して取り組む。

##### 3. 関係機関との訓練の実施や周知協力等連携

###### (1) 災害図上訓練の周知協力や参加

四日市市が実施する、自然災害等が発生したと仮定し関係機関（地区内事業者、行政等）と連絡訓練を行う災害図上訓練について、実施時に情報を共有し、当所においても連動して被害を想定し初動訓練を実施する。

## (2) 市民防災訓練に対する事業所への周知

四日市市が年1回開催する住民防災訓練「市民総ぐるみ総合防災訓練」について、地区内小規模事業者の参加を促す。

## (3) 合同会議の開催

当所と四日市市によって年1回程度の合同会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## Ⅱ. 発災直後の支援

自然災害等による発災時には人命救助を第一とし、職員自身の安全確保にも十分に配慮する。その上で以下の手順で管轄地域内の被害状況を速やかに把握し、四日市市と共有し三重県へ報告する。

### 1. 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に、職員の安否確認やごく大まかな被害状況（家屋や道路状況等、安全な行動が可能か）を確認し、当所と四日市市で共有した上で小規模事業者の被害状況把握を含めた業務従事の可否を各々判断する。

### 2. 応急対策の方針決定

二次被害を防止するため、当所と四日市市において被害の状況や規模に応じた応急対策の方針を定める。

#### 【災害の例】

(豪雨)

①職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合には、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報を共有するとともに当所及び当市が共有した被害情報を県の商工担当部署へメールまたはFAXにて報告する。

④初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。

### 3. 被害情報の集約と報告

被害情報の把握については以下の手順にて行う。

①市内24地区の地区市民センターから市の災害対策本部が被害状況を把握する。

②当所と情報を共有し、特に被害が甚大な地区を優先的に当所経営指導員が巡回し、事業者の被害状況や被害金額推計の基礎となる情報の把握を行う。

③このほか、直接の連絡等によって個別での情報を収集する。

④収集した被害額を基に会員割合等から大まかな被害額を推計し四日市市へフィードバックする。  
(把握の目安としては1週間程度)

## Ⅲ. 発災後の復興支援

### 1. 相談窓口の開設

連携して緊急時の組織体制を速やかに構築するとともに、相談窓口を開設し、被災事業者の復興支援に取り組む。

### 2. 適切な情報発信・提供

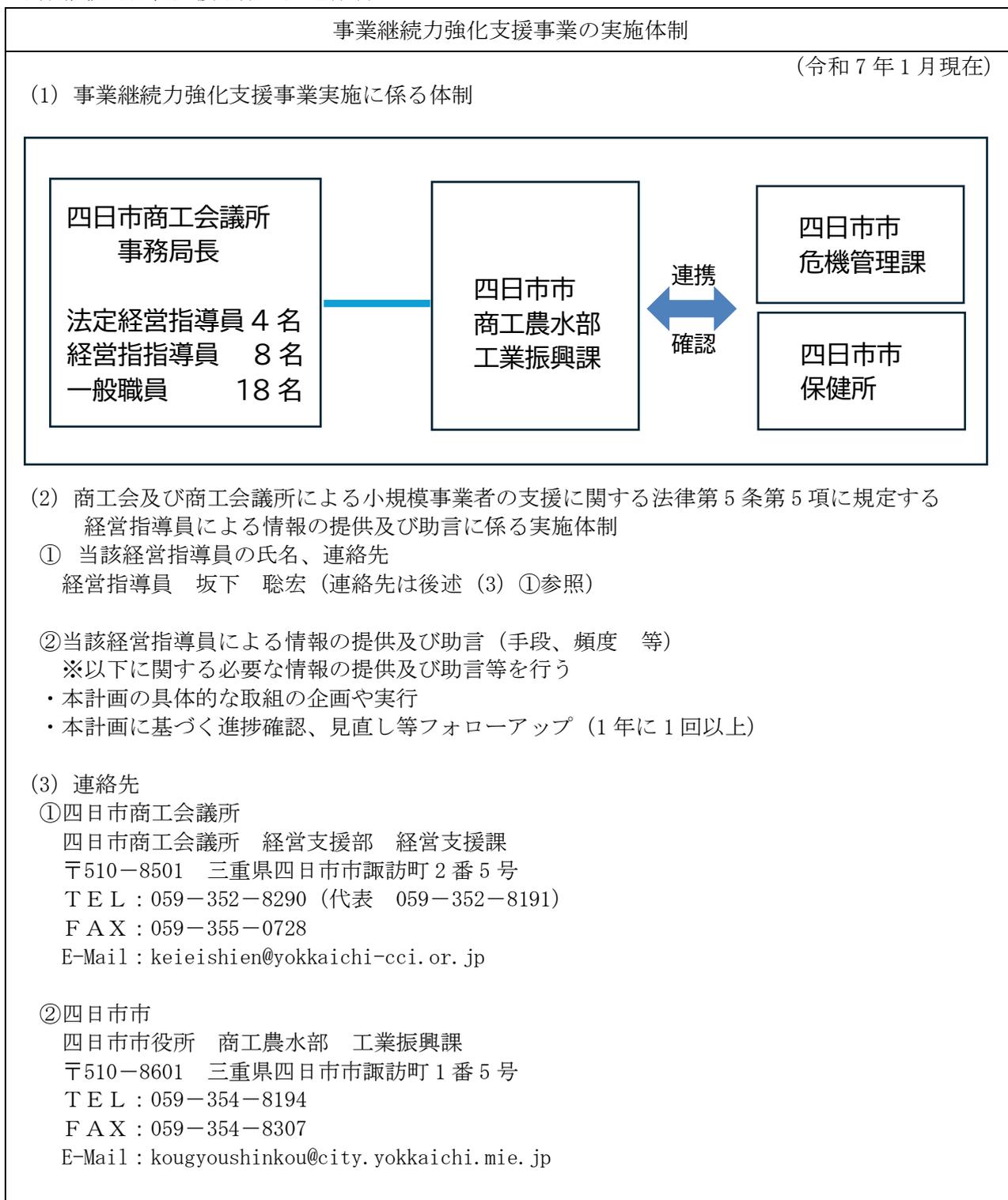
相談窓口や被害状況調査等を通じ、地区内小規模事業者へ適切な情報発信・提供を行う。

### 3. 復興支援施策の周知及び実行

四日市市や三重県、国の復興支援施策及び日本商工会議所の復興支援施策について、地区内小規模事業者へ周知する。必要に応じてマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）等、金融支援制度の活用等に繋げる。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|                                       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要な資金の額                               | 200   | 200   | 200   | 200    | 200    |
| ・ 専門家派遣費<br>・ セミナー開催費<br>・ パンフ、チラシ作製費 | 200   | 200   | 200   | 200    | 200    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                       |
|----------------------------|
| 会費収入、四日市市補助金、三重県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。